

定期検査及び中間検査の開始時と完了時に実施する検査に関する事項

改正規則

鋼船規則 B 編

改正事項

定期検査及び中間検査の開始時と完了時に実施する検査に関する事項

改正理由

2011 ESP コードや IACS 統一規則 Z シリーズでは、定期検査及び特定の間接検査において、より合理的に検査が行えるよう検査項目を分割し、1 年程度をかけて検査を実施することができる旨規定している。しかし、当該検査の開始時（コメンズ）及び完了時（コンプリート）の検査が年次検査の時期と重なる場合、当該時期に行うべき検査項目が不明瞭であり、一部船級協会間で取扱いが異なっていた。

本会としては、年次検査の時期に定期検査及び中間検査を開始する場合には、当該検査開始時の検査として、少なくとも年次検査に規定する全ての検査を行う旨規定している。また、当該検査完了時の検査としては、年次検査の時期に年次検査に規定する現状検査及び効力試験を行う旨規定している。

本件について、IACS にて統一的な取扱いを行うべく検討を行った結果、定期検査及び中間検査において分割方式にて検査を実施する場合にあっては、各年次検査の時期には少なくとも年次検査の検査項目を実施すべきとの統一見解が示された。

今般、上記 IACS の統一見解に基づき、分割方式にて検査を実施する場合における完了時の検査に関する規定を改めた。

改正内容

分割検査方式を採用する場合の定期検査及び中間検査について、当該検査完了のための検査として、少なくとも年次検査に規定する検査を行う旨規定した。